

日弁連総第48号
2020年（令和2年）1月24日

黒羽刑務所長 友 繁 俊 和 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕太郎

勸 告 書

当連合会は、申立人A氏申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第11号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴所が、余暇時間帯に申立人が瞑想を除くヨガを行うことを禁止したことは申立人の余暇時間を自由に過ごす自由を侵害する。

よって、当連合会は、貴所に対し、単独室に収容されている被収容者が余暇時間帯にヨガをすることを一律に禁止しないよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

黒羽刑務所における余暇時間帯の行為（ヨガ）
の制限に関する人権救済申立事件

調査報告書

2020年（令和2年）1月16日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 黒羽刑務所における余暇時間帯の行為（ヨーガ）の制限に関する人権救済
申立事件（2014年度第11号）

受付日 2014年（平成26年）4月17日

申立人 A

相手方 黒羽刑務所

第1 結論

申立人が余暇時間帯に瞑想を除くヨーガを行うことを相手方が禁止したことは、申立人の人権を侵害するので、相手方に対し、単独室に収容されている被収容者が余暇時間帯にヨーガをすることを一律に禁止しないよう勧告すべきと思料する。

第2 申立ての趣旨

申立人が相手方に対してヨーガを行うことの許可を求めたのに対し、一部の行為を除いて不許可としたことは、人権侵害に当たる。したがって、このような制限、禁止を取り消し、余暇時間帯にこれらの行為を認めてもらいたい。

第3 申立ての理由

1 申立人は、相手方に2012年（平成24年）11月12日当時、受刑者として収容されていた者である。

2 2012年（平成24年）11月12日、申立人は、相手方所長に対して、「礼拝許可願」と題する願箋を提出し、以下の行為の許可を求めた。

明け方 ①太陽礼拝のポーズ、②頭立ちのポーズ及び③瞑想（以下①から③までを「本件行為1」という。）

夕食後 ④コブラのポーズ、⑤弓のポーズ、⑥肩立ちのポーズ及び⑦はしのポーズ（以下④から⑦までを「本件行為2」という。）

3 申立人が許可を求めた行為は、次のような動作である。

①太陽礼拝のポーズ：立った状態で両手を上に上げながら体を伸ばした後、うつ伏せになり、腕立て伏せのようにして上半身を反る。

②頭立ちのポーズ：頭頂部及び両手の平を床につき、両足を真上に伸ばして倒立する（三点倒立）。

③瞑想：座禅のように座りながら目を閉じる。

④コブラのポーズ：うつ伏せの状態から、腕立て伏せのようにして上半身を反る。

⑤弓のポーズ：うつ伏せの状態から、両足首をそれぞれの手で持ち、体を弓のように反る。

⑥肩立ちのポーズ：後頭部及び両肩を床に置き、両足を真上に伸ばして倒立をする。

⑦はしのポーズ：仰向けの状態から、両手の平及び両足の裏を床につき、体をブリッジのように反る。

4 2012年（平成24年）11月15日、相手方所長は、周囲の者の迷惑となる運動に類する行為を伴わない範囲で行うよう申立人に告知した。

5 同月23日、申立人は、本件各行為を禁止した措置の取消を求め、東京矯正管区長に対し、審査の申請をした。

6 同年12月19日、相手方所長は、本件行為1③については、余暇時間中及び就寝時間帯の夜明けから起床時刻までの間にこれを許すこととし、本件行為1①及び本件行為2については、運動時間中にこれを許すこととしたが、本件行為1②の行為については、これを許さないこととした。

7 2013年（平成25年）10月9日、東京矯正管区長は、申立人の申請を不適法と判断し、申立人の申請を却下する裁決をした。

8 同月21日、申立人は上記裁決を不服として法務大臣に対し再審査の申請をした。

9 2014年（平成26年）3月20日、法務大臣は、本件行為2を禁止した措置の取消を求める部分を棄却し、その余の部分の却下した。

10 申立人は、子どもの頃からヨガを行っている、ヨガは宗教であり、毎日の作法、礼拝は重要であり欠かせない、一人で静かに行うので、単独室で行っても周りに迷惑になることもない、それにもかかわらず、余暇時間にヨガの重要な姿勢をとることを制限禁止されているのは人権侵害であり、制限を取り消してもらいたいと主張する。

なお、本申立ては、就寝時間帯においてヨガを行うことの不許可の取消を求めるものではなく、余暇時間帯においてヨガを行うことを認めるよう求めるものである。

第4 ヨーガの不許可に関する相手方の回答（ただし、就寝時間帯に関する回答を除く。）

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）67条は、被収容者が一人で行う宗教上の行為について、原則として、禁止し、ま

たは制限することができない旨規定している。ただし、被収容者が一人で行う宗教上の行為であっても、多数の被収容者を収容し、その収容を確保し、その処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活の維持を必要とする刑事施設の特異性、被収容者の戒護に当たる刑事施設の職員の配置や宗教上の行為を行うことが可能な場所には一定の制約があることなどからすれば、全く無制限な自由としてこれを認めることはできず、そこには一定の限界がある。

- 2 被収容者は自由に過ごすことが許される時間帯において宗教上の行為を行うことが保障されるにとどまるのであり、作業や矯正指導を義務付けられた時間帯においては、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれの有無にかかわらず、宗教上の行為を行うことは認められない。
- 3 余暇時間は基本的に何らの行為も義務付けられていないが、瞑想以外の行為は一般には体操またはストレッチ運動としての性質を有する行為と考えられるところ、受刑者の運動については、運動の時間帯にこれを行うことを許しており、余暇時間に運動をすることは認めていない。夜間の時間帯である余暇時間に運動を許せば騒音等により居室棟の静穏を乱すおそれがあること、自殺や逃走等の保安事故を防止するための動静視察に支障を来すなど刑事施設の規律及び秩序の維持を著しく害する行為を未然に防止することが困難となる。
- 4 頭立ちのポーズ（本件行為1②）については、一歩間違えれば、体勢を崩し転倒して、打撲、捻挫、骨折、脊髄及び頸椎の損傷などを引き起こす危険性がある。

第5 調査の経過

- | | |
|-------------|---|
| 2014年 6月11日 | 予備審査開始 |
| 2014年10月20日 | 申立人にどのような信仰からヨガを行っているか、本件行為1及び2のポーズの具体的内容、宗教上の意味等について照会 |
| 2014年11月12日 | 申立人から上記照会に対する回答 |
| 2015年 1月 6日 | 申立人にヨガと宗教の関係について再照会 |
| 2015年 1月30日 | 申立人から上記再照会に対する回答 |
| 2015年 4月22日 | 本調査開始 |
| 2015年 6月26日 | 相手方に照会 |
| 2015年 7月 9日 | 相手方から上記照会に対する回答 |
| 2015年12月18日 | 相手方に再照会 |

- 2016年 1月15日 相手方から上記再照会に対する回答
2016年12月15日 申立人に再々照会
2017年 1月 7日 申立人から上記再々照会に対する回答

第6 当委員会が認定した事実

- 1 申立人（1977年（昭和52年）3月生）は、本件人権救済申立時（2014年（平成26年）4月11日）、相手方に収容されていた受刑者である（申立人は、申立時において、単独室に収容されていた。）。
- 2 申立人によれば、申立人は2002年（平成14年）から2003年（平成15年）頃にヒンドゥー教を信仰してその実践としてヨガを始め、2005年（平成17年）4月から8月にインドの修行道場でヨガの教えを受け、帰国後は、国内でヨガを広めていた。
- 3 申立人は、申立ての理由2のとおり、相手方所長に対してヨガを行うことの許可を求めたところ、一部の行為しか許可されなかったことに対し、同5記載の審査の申請、同8記載の再審査の申請を行ったが、東京矯正管区長は申請を却下する裁決を、法務大臣は一部を棄却、一部を却下する裁決をした。
- 4 法務大臣の上記裁決は、本件行為1は、就寝時間帯中に行うことについての許可を求めたものであるところ、就寝時間帯は、受刑者は就寝することが義務付けられる一方、それ以外の行為をする自由が保障される時間帯ではないと解するのが相当であるとして、受刑者が就寝時間帯に宗教上の行為を禁止または制限されたとしても、法律上保障された自由について侵害を受けたということとはできないとした。

また、同裁決は、本件行為2は、余暇時間帯に行うことについての許可を求めたものであるところ、本件行為2は、一般には体操またはストレッチ運動としての性質を有する行為と考えられるものであり、夜間の時間帯である余暇時間帯においては、一人で行う運動であっても受刑者が勝手に行うことを許せば、自殺や逃走、喧嘩等の刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為を未然に防止することが困難であることから、これらの行為を禁止することは合理的であると認められ、よって法第67条ただし書の規定による措置として不許可は合理的であるとした。

第7 判断

- 1 余暇時間を自由に過ごす自由

人が自由にものを考え、自由に行動できる時間が与えられることは人の人格的自律にとって重要であり、憲法上人格的自律権（憲法13条）として保障されるべきものであると考える。国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下「最低基準規則」という。）が「すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない。」（規則1）と述べているように、受刑者も同権利の享有主体であることには変わりはない。

余暇時間について、法第38条は「刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。…二 受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）については、第86条第1項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯」と規定している。

この規定について林眞琴他「逐条解説刑事収容施設法（第3版）」（以下「逐条解説」という。）は「受刑者については、矯正処遇等の時間帯を始めとして、1日のうち多くの時間帯において何らかの行動が義務付けられるが、反面、すべての時間帯について何らかの行動が義務付けられるとすることは適当ではなく、一定の時間帯については、何らの行動も義務付けられずに自由に過ごすことができる時間帯を認めることとしている。」と解説している（逐条解説126頁）。

また、余暇は、単なる休息のための時間にとどまらず、多くの人が読書や芸術鑑賞、スポーツ等を通じて、教養を高めたり、精神的な充実感を得たり、交友関係を広げたりしているように、その間における諸々の活動を通じて人間的、社会的向上を図る積極的、文化的な意義を持ち得るものである（逐条解説131頁）。このため、法第39条第2項において余暇時間帯における活動について刑事施設の長が援助を与えることも規定している。

このように、何人にとっても、自由な時間が存在することが必要であり、それは受刑者であっても同様である。したがって、この自由な時間帯での行動を制約するためには、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障等やむを得ない事由が存在し、かつその制限も必要最小限のものでなければならない。

したがって、申立人が行うヨーガが宗教上の行為と言えるか否かにかかわらず、やむを得ない事由が存在しない場合、またはやむを得ない事由が存在するとしても最小限の必要な範囲を超えて、これを制約することは余暇時間の自由を侵害することになる。

2 相手方の主張する制約根拠

- (1) 相手方において余暇時間は、作業を行う日は夕食（16時45分）終了後（17時20分頃）から就寝（21時）まで、作業を行わない日は、食事、点検等の時間を除く就寝（21時）までの時間である。

相手方の作成する「所内生活の心得」（以下「心得」という。）では、余暇時間は、「余暇活動等で居室を離れる場合のほかは、居室内で勉強したり読書をするなど有意義に過ごしましょう。」とされている（心得「2動作要領」（14））。在室中の心得としては、「居室内では、勝手に横になったり、暖房器や窓に腰を掛けたり、みだりに窓際に立ったり、歩き回ったりしてはいけません。」と規定されており（同（16））、本件行為1及び本件行為2の行為は瞑想を除き、心得に違反することになる。

- (2) 上記心得による制約の根拠について、相手方は、照会に対する回答の中で、余暇時間は基本的に何らの行為も義務付けられていないが、瞑想以外の行為は一般には体操又はストレッチ運動としての性質を有する行為と考えられるところ、受刑者の運動については、運動の時間帯にこれを行うことを許しており、余暇時間に運動をすることは認めておらず、夜間の時間帯である余暇時間に運動を許せば騒音等により居室棟の静穏を乱すおそれがあり、また、自殺や逃走等の保安事故を防止するための動静視察に支障を来すなど刑事施設の規律及び秩序の維持を著しく害する行為を未然に防止することが困難となるとして、瞑想以外の行為を禁止していると主張している。

3 検討

- (1) まず、上記の居室棟の静穏の観点について検討すると、申立人の行おうとするヨーガの各行為は一般的にゆっくりとした静かな動作であり、騒音等を発生させるものではない上、少なくとも申立人は単独室に収容されていることから他者に迷惑を掛けることも考え難い。

したがって、居室棟の静穏という点は、申立人が余暇時間にヨーガを行うことを制約し得るやむを得ない事由であるとは評価できない。

- (2) また、自殺や逃亡等の保安防止のための動静監視の観点からという理由に対しては、ヨーガを行っていることを当該受刑者に報告させることで、それに応じた動静監視を行うことは可能であると考えられる。

ただし、頭立ちのポーズ（本件行為1②）については、一歩間違えれば、体勢を崩し転倒して、打撲、捻挫、骨折、脊髄及び頸椎の損傷などを引き起こす危険性があると相手方は主張しており、安全の観点から当該ポーズを制

限することについては一定の合理性を首肯し得る。

しかしながら、仮に頭立ちのポーズに危険性があるとしても、ヨーガのポーズを一律に禁止する理由にはならない。相手方の「所内生活の心得」別紙14の「室内体操」に掲載され許容されている体操、すなわち胴体そらしは弓のポーズに、ペダルふみは肩立ちのポーズに、前曲げ後ろそらしはアーチのポーズに酷似していることに鑑みればなおさらである。余暇が前述のとおり、人間的、社会的向上を図る積極的、文化的な意義を持つものであるから、この時間を有意義に使用することは受刑者の更生にもつながるものであり、余暇時間の活動について法が「刑事施設の長は…被収容者に対し、…運動競技その他の余暇時間帯等における活動について、援助を与えるものとする。」（法第39条第2項）と明示的に規定する趣旨を十分尊重すべきである。

したがって、自殺や逃亡等の保安防止のための動静監視の点についても、申立人が余暇時間にヨーガを行うことを制約し得るやむを得ない事由であるとは評価し難く、また仮に頭立ちのポーズに関しては、危険性を理由にこれを制限し得るとしても、余暇時間帯に瞑想を除くヨーガを行うことを一律に禁止することは必要最小限の制限であるとは評価し得ない。

- (3) 最後に、ヨーガを行うことが運動時間で認められていることは、余暇時間で認めなくてもよいという理由にはならない。余暇時間を自由に過ごすことが自己決定権の内容だからである。そもそも、日本における運動時間は30分であるところ(相手方の「所内生活の心得」にも30分と規定されている。)、最低基準規則では「屋外作業に従事しない被拘禁者は、天候が許す限り、毎日少なくとも一時間、適当な屋外運動を行うものとする。」(規則23 1.)とされているところに比べても不十分である。

したがって、ヨーガを行うことが運動時間で認められることについても、申立人が余暇時間にヨーガを行うことを制約し得るやむを得ない事由であるとは評価し得ない。

4 小括

以上のとおり、相手方が余暇時間帯に申立人が瞑想を除くヨーガを行うことを禁止したことは、申立人の人格的自律権を侵害する。

第8 結論

よって、本件につき第1のとおり勧告すべきと思料する。

以上